

公益信託制度の改正に伴う関係規則の改廃について

1 改廃の理由

公益信託制度の改正に伴い、令和8年4月1日以降、主務官庁（※1）による許可・監督制度から行政庁（※2）による認可・監督制度へと変わることから、関係する規則を改廃する。

※1 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）に基づき、受益の範囲が一の都道府県に限られるものについては、都道府県知事及び都道府県教育委員会が事務を行う。

※2 信託行為に、一の都道府県で公益事務を行う旨定めるものは都道府県知事が事務を行う。

2 改廃する規則

- (1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）
- (2) 宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年教育委員会規則第9号）

3 改廃の内容

- (1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条のうち、第20号「教育に関する公益信託に関する事務のうち許可に関すること。」を削除する。
- (2) 宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する。

※ ただし、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の附則第2条第2項により、既存の公益信託については、「施行日から起算して2年を経過するまでの間は、なお従前の例による」との経過措置規定が設けられているため、その限りで本規則の規定が適用されることとなる。

4 施行期日

令和8年4月1日

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育長への委任)	(教育長への委任)
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(1)～(19) [略]	(1)～(19) [略]
(20) <u>教育に関する公益信託に関する事務のうち許可に関すること。</u>	(20) <u>削除</u>
(21)～(30) [略]	(21)～(30) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年宮崎県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。